

### 1-3 情報教育、情報環境の実態調査

私立大学における情報教育および情報環境整備の実態を調査とりまとめたため、基本調査委員会（委員長：真鍋龍太郎、文教大学）を継続設置し、本年度は、以下の事業を実施した。

#### （1）平成15年度情報化投資額調査の実施

私立大学における教育研究、事務の情報化に関する経費全体を把握するため、加盟大学・短期大学を対象に、平成15年度に情報化のために支出された物件費（設備関係費、ソフトウェア・データベース関係費、工事関係費、施設設備関係、保守・管理関係費、修繕費、通信関係費・利用料、消耗品費、光熱水費、施設関係費）の調査を平成15年5月21日に実施し、7月上旬までに306大学、138短期大学より回答を得た。回答率は、大学が大学90.8%、短期大学80.2%であった。結果は、平成16年7月31日開催の「教育の情報化推進のための理事長・学長会議」にて以下の通り報告した。調査票は、資料編【資料6】）を参照されたい。

- ① 平成15年度における加盟大学の教育研究用の情報化投資額は、メディアで見てみると、1校あたり1億5,953万円で1.7%増、管理部門は2,485万円で2.5%減となった。短期大学は、教育研究経費2,673万円で6.3%減、管理経費263万円で18.8%の減となっている。
- ② 学生1人当たりの投資額を見てみると、大学で教育研究用5.3万円で若干増加しており、短期大学では4.7万円で昨年度と同額であった。

#### （2）平成16年度私立大学教員の授業改善に関する調査の実施

私立大学・短期大学教員による授業改善に対する意識と取組みの実状、授業でのIT活用の現状と将来での活用を明確にすることにより、教員自身による改善努力、大学としての改善への取組み、文部科学省の施策への要望をとりまとめるため、加盟大学・短期大学の全ての専任教員60,845名を対象に16年11月に調査を実施した。

調査の内容は、授業改善に関する教員の意識調査とITを活用した教育実態

の2段階とした。第1段階では、授業で直面する問題点、授業改善への取り組みの考え方と実現のための課題について、IT活用の有無に関わらず全ての教員を対象に調査するとともに、第2段階では、授業にITを積極的に活用する教員を対象に現在および将来のIT活用の内容と顕著な効果がある授業事例、効果と問題点、一大学では解決できない情報環境の課題などとした。

調査方法は、マークシートとWebページの何れかとし、17年4月中旬まで未回答者への回答協力を呼び掛けることにした。3月の総会時点では、大学25,178名、短期大学2,297名より回答を得、回答率は、大学45%、短期大学51%であった。

調査結果のとりまとめについては、平成17年3月までの回答を取り急ぎ集計し、第38回通常総会（17年3月29日）に中間速報として報告するとともに、未集計の回答と顕著な効果があるとするIT活用の授業事例を探索・選定し、6件程度の事例を別途追跡調査した結果を加えて、私立大学教員の授業改善白書としてとりまとめ、第39回通常総会（17年5月31日）で最終報告し、回答者全員に送付することにしている。

中間速報では、教員自身の問題として学習意欲を高める工夫が難しく、授業のシナリオ作りが最大の課題であること、大学の問題としては教育に対する組織的支援がなく、授業科目間の連携がないことなどが明らかになった。ITの活用では、2年先には大半の教員が自学自習にITを活用し、授業改善を考えていることが判明した。また、大学を超えた取り組みでは、教員によるコンソーシアム、情報技術の講習と社会による教育支援が重要であることが確認され、教育の产学連携については、文部科学省へ施策として協力を呼び掛ける必要があるとした。調査票は、（資料編【資料5-1】）を参照されたい。

### （3）個人情報保護法施行に伴う電子化対策調査の実施

個人情報保護法の17年度全面施行を受けて、理事会でも個人情報の電子化対策の調査を事業計画にないが急速実施することになり、本協会のWebサイト上（資料編【資料5-2】を参照）で各大学の取り組みを調査した。大学は340校の内、248校の73%、短期大学は166校の内85校の51%が回答した。以下に回答結果の概要を報告する。

- ① 個人情報への取り組みは、すでに実施済と16年度末までに準備完了が大学172校の69%、短期大学46校の28%と、大学では約7割が何らかの対応をしている。

- ② 対策の内容としては、大学の8割が技術的対策、アクセス権限の設定、6割がセキュリティポリシー、個人情報保護の規程や管理責任者の明確化について対策を講じている。短期大学は、8割が技術的対策でアクセス権限の設定は6割、セキュリティポリシー、個人情報保護の規程は、5割と大学にくらべ対策が遅れている。（下図参照）

Q：個人情報保護のために、16年度時点において実施または予定している対策はどれですか？また、17年度以降に予定している対策についてもお答え下さい。

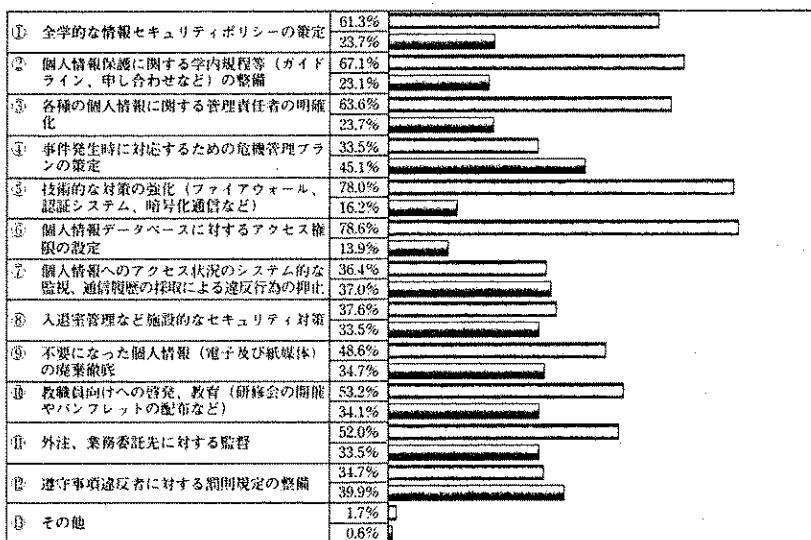


図 「個人情報保護法施行に伴う電子化対応アンケート」の回答結果

- ③ 他方、17年度以降の課題は、大学、短期大学とも危機管理プランの設定、罰則規定の整備、システム的監視、入退室管理などのセキュリティ対策などとなっている。17年度に検討をはじめる大学、短期大学でも、ファイアウォールやアクセス権限については5割が実施済、今後は規程や学内での共通理解の構築に努めることが伺われる。
- ④ 「組織・管理体制」は、全学的に所管組織を設けているところは、大学26校11%で、さらに個人情報保護委員会を設けているところは9大学と対応が遅れている。短期大学は、4校5%で全学組織を設けているところは極めて少ない。
- ⑤ 「個人情報保護規程への取り組み」は、総合的に規定しているところは少なく大学で29校、短期大学で3校となっている。個人データへのアクセス権限に関する取り決めでは、管理責任者の明示が大学で58校25%、短期大学で17校21%、アクセス権限で厳格に設定が大学で47校20%、短期大学で11校の14%で、119校5割の大学、短期大学も同様5割が取り決めではなく、今後の検討としている。管理責任者およびアクセス権限の厳格化を両方行っているところは、大学で24校、短期大学で7校と極めて少なく、本格的な対応が十分取られていない。

- ⑥ 「技術対策」は、大学、短期大学もファイアウォールによる不正侵入対策と I D・パスワード認証、監視装置などによるもので、今後の課題は暗号化対策、パソコン持ち出し、U S Bなど外部記憶媒体の接続禁止などとなっている。なお、生体認証は 5 校で指紋認証を実施している。また、体制・手順の構築に関しては、情報漏洩を発見した際の手順の構築が課題となっている。
- ⑦ 「利用目的の本人通知・公表の実情」は、大学、短期大学とも 6 割が公表も通知もしていない。早急に対応が望まれる。入学試験の結果についての開示請求への対応は、5 5 %が開示しない、3 割が開示している。
- ⑧ 「第三者への情報提供の判断基準」は、成績の父母への通知は、大学が 7 割、短期大学が 8 割通知しており、学生本人への同意は殆どが得てない。今後の対策としては、大学、短期大学とも同意を得ない、同意を得る、困っていると対応がわかっているが、何等かの方法で周知しておくことが望まれる。高校への問い合わせは、大学が 5 割、短期大学が 6 割が通知しているが、ほとんど同意をとっていない。就職サービス会社へは、大学 7 割、短期大学 9 割が通知していない。同窓会は、大学、短期大学とも 7 割が通知しているが、ほとんどが同意を得ていない。今後の対応として、同意を得る必要がないとの回答が大学、短期大学とも 4 割と高い。

以上、調査結果から判明したことは、個人情報保護法の趣旨に沿って総合的・体系的かつ具体的に対応をしている大学は極めて少なく、具体的な実施手順については十分ではない。今後は、その点を大学が組織的に整備していくことが望まれる。文部科学省から 11 月 11 日に学生の個人情報に関するガイドラインが提示されたので参考にし、整備を急がれることを期待する。調査結果の詳細は、資料編【資料 5-3】を参照されたい。